

桜町殿(光格上皇の御所)への「行幸図」(国立公文書館デジタルアーカイブ公開)

京都でも窮民たちが御所へ「お百度詣」に押しかけた。すると、後桜町上皇（四十八歳）は「仙洞（上皇）御所よりりんご三万、一人へ一つあて下された」（国立公文書館蔵「落葉集」）。それに心動かされた光格天皇（十七歳）は、将軍・徳川家斉に対して「民草に露の情けをかけよかし代々の守りの国との司は」という御製を贈られたところ、直ちに幕府が対策に乗り出している。

い支系の幼い男子を探し、急遽、八歳年上の閑院宮兼仁親王を故・後桃園天皇の養子として推戴した。それが光格天皇にほかならない。その前後から大きな役割を果たされたのが、後桃園天皇の伯母にあたる後桜町女帝(上皇)である。女帝は弟の桃園天皇崩御後、その遺子が成長するまで八年間皇位を預り、讓位後も甥・後桃園天皇の訓育に努められたが、甥の急逝により支系から光格天皇を迎える、再びその訓育に力を尽くしておられる。

第三章 第一一五代の今上陛下 「長い天皇の歴史を振り返り……」



「光格天皇画像」
(東京大学史料編纂所
所蔵「御肖像」模写)

明治維新の先がけ——光格天皇の御事績

近現代の天皇に学ぶ①

盛大な譲位の行列と謚号の復活

●盛大な譲位の行列と諡号の復活

光格天皇は幼いときに支系から擁立され、何かと至らない点もあると自覚されており、三十歳近くになつても上皇の訓誡じょうごうのくんがいを大切にしておられたことがわかる。

(上皇)仰せの通り 身の欲なく天下万民を
のみ慈悲仁恵に存じ候事、人君たる者の
第一のおしへ、……忝く存じまいらせ候。
……正直・仁恵・誠信、第一の事にて候。
……御厚意御念比の御書付(天皇の手紙)、
実に……有りがたく存じまいらせ候。

ている。

これは極めて重大な転機となつた。それまで天皇が将軍に注文を付けるようなことはなかつたが、これ以降、幕府は朝廷の意向・希望を尊重するようになつた。天明八年の京都大火で御所が消失すると、老中・松平定信(まつだいら じょうしん)ら上京し、平安朝風の立派な御所(上皇の仙洞御所も)を再建している。このころから朝廷の権威が高まり、幕末維新の先がけとなつた。

また、寛政十一(一七九九)年に至つても、光格天皇(二十九歳)は後桜町上皇(六十歳)の教訓を忠実に守ろうと努めておられる。京都御所の東山御文庫(ひがしまやこく)に現存する長文の宸翰(しんかん)によれば、次の二点が記されてゐる。

●後桃園天皇の養子として皇位を継承

治維新の先がけになつたとみられる。

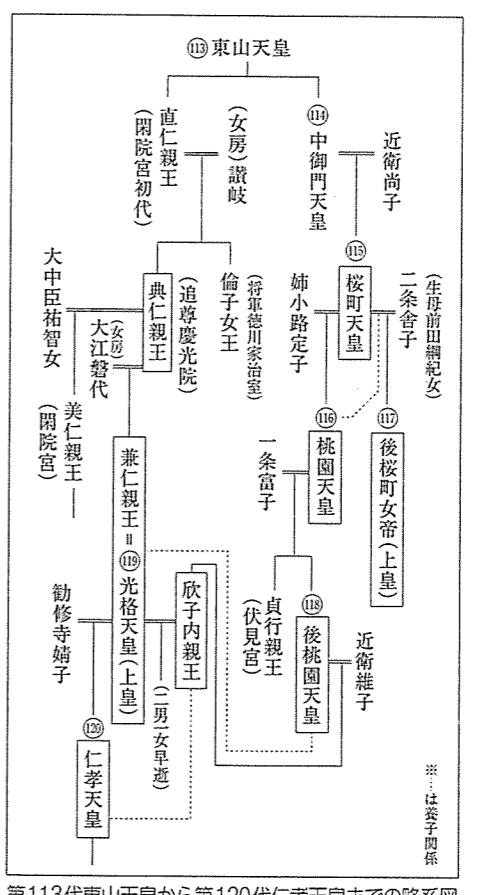
そこで、このシリーズは、「近現代の天皇に学ぶ」を通してテーマとしているが、その第一回を光格天皇から始めることにしよう。

(天智・天武両帝)
の生母)に始まり、今か
らちょうど二百年前
(一八一七年)に譲位さ
れた光格天皇まで、北
朝五代を含めて実に七
割近い例がある。

その史上最後の光格
天皇は、在位中も譲位
後も大きな事績をあげ
られた。その二二〇年

```

graph TD
    A[東山天皇] --> B[(女房)讚岐]
    A --> C[中御門天皇]
    A --> D[直仁親王]
    D --> E[閑院宮初代]
  
```



第113代東山天皇から第120代仁孝天皇までの略系図

道德科学研究センター教授
(研究主幹)
ところ いさお
所 功

いさお
功

天皇の場合、右の系図を見てもわかるとおり、異例の継承であった。

江戸時代には、皇統の本系だけでなく、分系として四親王家があつた。伏見宮・桂宮・有栖川宮・閑院宮の四家である。その本系を繼いだ後桃園天皇が、安永八（一七七九）年、二十二歳で崩御されると、御子に生まれたばかりの皇女（欣子内親王）しかおられないので、その皇女がやがて皇后となられるにふさわし

The diagram illustrates the imperial lineage from Emperor Tenji (仁孝天皇) through Emperor Ninken (仁親王). It shows various emperors, their reign periods, and their relationships, including marriages and consorts. Key figures include Emperor Tenji, Empress Jitō, Emperor Monmu, Empress Kōgyoku, Emperor Kōtoku, Emperor Kōchū, Emperor Ninken, Empress Kōtoku, and Empress Kōshō.

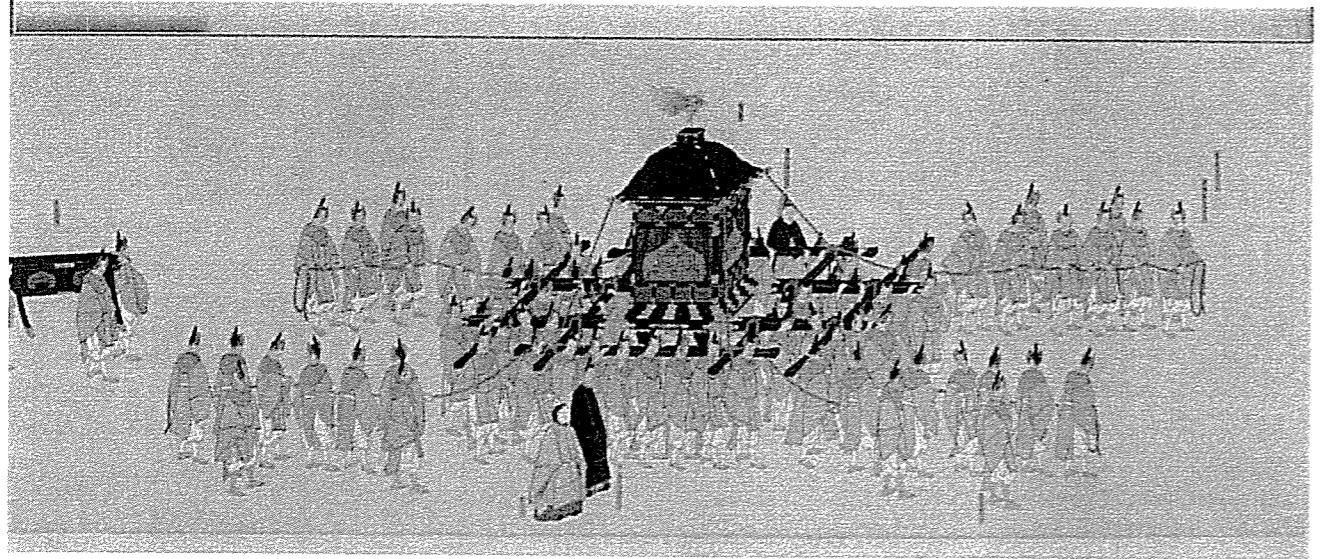
王を皇后に立て、その間に二男一女を儲けられたが、いずれも夭逝された。そこで、側室・勸修寺婧子との間に生まれた恵仁親王を欣子皇后の「実子」（養子）として、文化十四（一八一七）年、その仁孝天皇に譲位された。

その譲位儀式は、極めて盛大に行われた。それを立証する記録や絵巻が数多く現存する。上皇は三月二十二日、内裏から仙洞御所の桜町殿へ遷られたが、数百名にのぼる行列を描いた『桜町殿行幸図』（彩色一巻〈国立公文書館所蔵〉）は、WEB公開されている。また、その全容を記録で考証した拙稿が『藝林』四月号（藝林会の機関誌）に掲載されたので、関心のある方はご覧いただきたい。

この光格天皇は平安以来の朝儀復興に努め、在位中に賀茂社・石清水社の臨時祭(勅祭)を再興しておられる。

また、天皇の謚号(贈り名)は、その聖徳を讃えて奉るべきところ、平安前期から千年近く中斷していた(御生前の御所名などを追号し、天皇でなく「院」と称する)が、それを改めて本来の称号に復興したいと願つておられた。

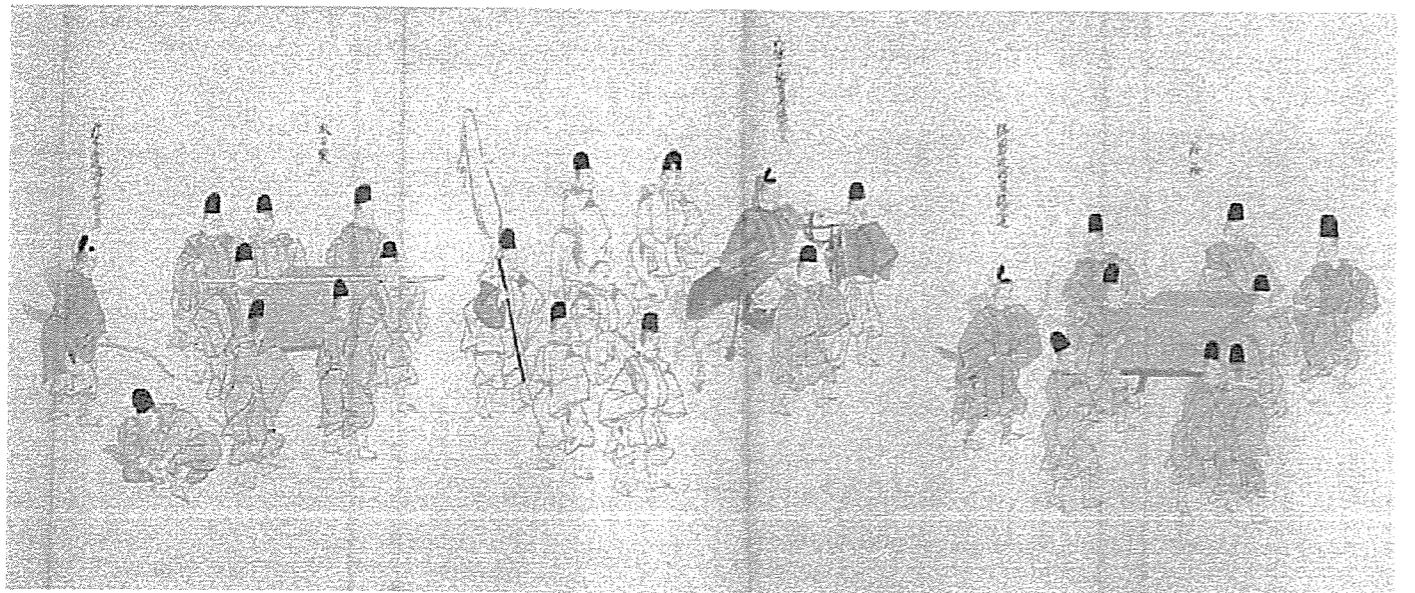
そこで、天保十一(一八四〇)年、七十歳で崩御されると、仁孝天皇が「光格天皇」という謚号を奉つておられる。名実ともに、皇室本來の在り方が回復されつつあつたのである。



光格天皇の譲位による仙洞御所「桜町殿」への「行幸図」行列絵巻

文化 14 年（1817）3月 22 日午前、光格天皇（46 歳）は内裏の御所から仙洞（上皇）の御所「桜町殿」まで立派な「鳳輦」（御輿）に移り、数百名の行列を組み行幸された。
その行列全体を忠実に宮廷絵師原在明の描いた『桜町殿行幸図』（上下二巻）が国立公文書館に所蔵され、カラーで WEB 公開されている。

※所功「光格天皇の譲位式と『桜町殿行幸図』」（学術誌『藝林』66巻1号、本年4月）参照

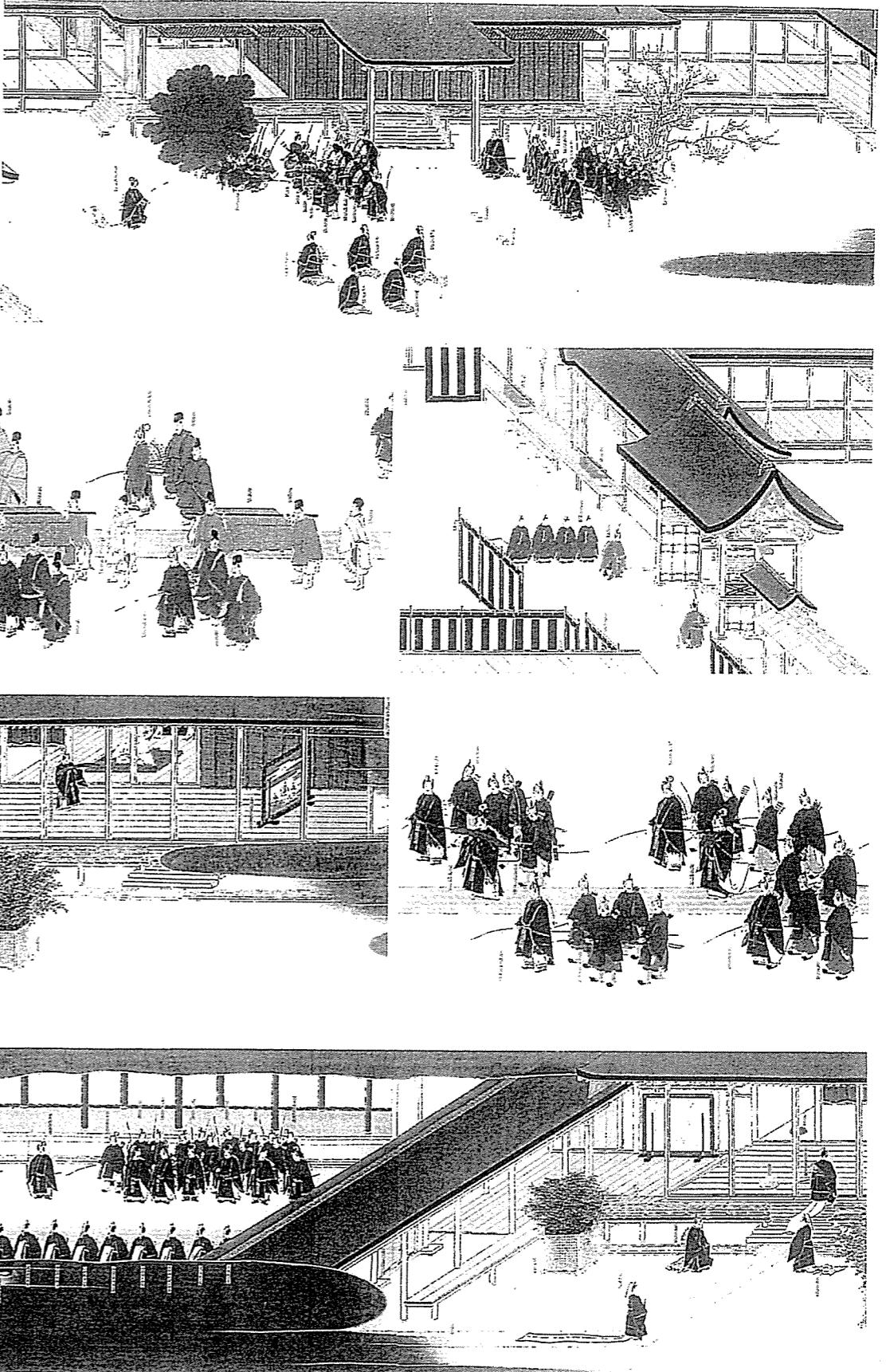


光格天皇の聖護院（仮御所）から新造内裏への還幸行列絵図

寛政 2 年（1790）11 月 22 日、光格天皇（19 歳）は天明 8 年（1788）1 月 30 日の京都大火により内裏も全焼して以来、3 年近く仮御所とされた聖護院（門跡寺院）から、新しく立派に造営された内裏へと還幸された。

その行列の概要を描いた絵図（折帖）が最近当研究センターに入ったので、今回初めて記念講堂のロビーに現物とパネルを展示し、全体のカラー写真を WEB 「ミカド文庫」に掲載する。

※所功「光格天皇の『寛政新造内裏還幸行列絵図』」（『モラロジー研究』79号、本年5月）参照



『御物　光格天皇譲位絵巻』（京都御所東山御文庫蔵）（霞会館

資料展示委員会編『光格天皇と幻の將軍』平成 13 年、同図録より）

小泉信三「御進講覚書」

昭和二十年八月十五日、この日、我が國三千年の歴史上始めての事が起りました。そしてこの日が日本人に永久に忘れられない日となりました。おそれ多くも天皇陛下が玉音で英支蘇四ヶ国の宣言を御受諾になると、いふ詔書を御放送なさいました。私はそれを伺つて非常に残念に思ひました。無条件降服といふ国民の恥を、陛下御自身で御引受けにて御放送になつた事は誠におそれ多い事でありました。

今度の戦で我が忠勇な陸海軍が陸に海に空に勇戦奮闘し、殊に特攻隊は命を投げ出して陛下の御為笑つて死んで行きました。又国民も度々の空襲で家を焼かれ、妻子を失つても歯をくひしばつてがんばりました。このやうに国民が忠義を尽して一生懸命に戦つたことは感心な事でした。けれども戦は負けました。それは英米の物量が我が国に比べ物にならない程多く、アメリカの戦争ぶりが非常に上手だつたらです。初めの内は準備が出来なかつたので敗戦しましたが、いざ準備が出来ると猪武者のやうな勢で攻めて来ました。その攻め方も上手でなかなか科学的でした。数百隻の軍艦、数千機の飛行機、数万噸の爆弾を以つて攻めて来ました。遂には原子弹を使つて何十万といふ日本人を殺傷し、町や工場を破壊しました。それで我が海軍はほとんどなくなり、飛行機を作るアルミニームの製造も十八年頃に比へて四分の一にへつて大事な飛行機が作れなくなり、遂に戦争が出来なくなりました。その原因は日本の國力がおとつてゐたためと、科学の力が及ばなかつたためです。それに日本人が大正から昭和の初めにかけて國の為よりも私事を思つて自分勝手をしたために今度のやうな國家総力戦に勝つことが出来なかつたのです。

今は日本のどん底です。それに敵がどんなことを言つて来るかわかりません。これからは苦しい事つらい事がどの位あるかわかりません。どんなに苦しくなつてもこのどん底からい上がりなればなりません。それには日本人が國体護持の精神を堅く守つて一致して働くなければなりません。日本人一人とアメリカ人一人を比べれば、どんな点でも日本の方がすぐれてゐます。唯団体になると劣るのです。そこでこれからは団体訓練をし科學を盛んにして、一生懸命に國民全体が今よりも立派な新日本を建設しなければなりません。殊に國が狹まくなつたので、これからは農業を一層盛んにしなければなりません。それが私達小国民の役目です。

今までは、勝ち抜くための勉強、運動をして来ましたが、今度からは皇后陛下の御歌のやうに、つきの世を背負つて新日本建設に進まなければなりません。それも皆私の双肩にかかるつてゐるのです。それには先生方、傳育官のいふ事をよく聞いて実行し、どんな苦しさにもたへしのんで行けるだけのねばり強さを養ひ、もつともつとしつかりして明治天皇のやうに皆から仰がれるやうになつて、日本を導いて行かなければならないと思ひます。

象徴としてのお務めについての天皇陛下のおことば

(平成二十八年八月八日)

① 戦後七十年という大きな節目を過ぎ、一年後には、平成三十年を迎えます。

私も八十を越え、体力の面などから様々な制約を覚えることもあり、ここ数年、天皇としての自らの歩みを振り返るとともに、この先の自分の在り方や務めにつき、思いを致すようになりました。

本日は、社会の高齢化が進む中、天皇もまた高齢となつた場合、どのように在り方が望ましいか、天皇という立場上、現行の皇室制度に具体的に触れるることは控えながら、私が個人として、これまでに考えて来たことを話したいと思います。

③そのような中、何年か前のことになりますが、二度の外科手術を受け、加えて高齢による体力の低下を覚えるようになつた頃から、これから先、従来のように重い務めを果たすことが困難になつた場合、どのように身を処していくことが、國にとり、國民にとり、また、私のあとを歩む一族にとり良いことであるかにつき、考えるようになりました。既に八十を越え、幸いに健康であるとは申せ、次第に進む身体の衰えを考慮する時、これまでのよう、全身全霊をもつて象徴の務めを果たしていくことが、難しくなるのではないかと案じています。

④私が天皇の位についてから、ほぼ二十八年、この間私は、我が國における多くの喜びの時、また悲しみの時を、人々と共に過ごして来ました。私はこれまで天皇の務めとして、何よりもまず國民の安寧と幸せを祈ることを大切に考えて来ましたが、同時に事にあつては、時として人々の傍らに立ち、その声に耳を傾け、思いに寄り添うことも大切なことを考えて来ました。天皇が象徴であると共に、國民統合の象徴としての役割を果たすためには、天皇が國民に、天皇という象徴の立場への理解を求めると共に、天皇もまた、自らのありように深く心し、國民に対する

(イ) 戰敗国に於ては、民心が王室を離れ、或は怨み、君主制がそこに終りを告げるのが通例であります（仏・露・独・奥・伊など例示）。

(ロ) (しかし) ひとり日本は例外をなし、悲しむべき敗戦にも拘らず、民心は皇室をはなれぬのみか……却つて相近づき相親しむに至つた……。

(ハ) (それは) 何故であるか。一には長い歴史であります。その大半は(今上)陛下の御君徳によるものであります。

(二) (今上)陛下が平和を愛好し給ふこと、学問芸術を御尊重になりますこと、天皇としての義務に忠なること、人に対する思ひ遣りの深くおいでになりますことを(國民が)存じあげて居り、この事が敗戦といふ日本の最大不幸に際しての混乱動搖を最小限に止めさせた所以であると存じます。

(ホ) (それゆえ) 殿下に於てこの事を深くお考へになり、皇太子として、将来の君主としての責任を御反省になることは殿下の些^{すこ}かも怠るべからざる義務であることを、よくお考へにならねばなりません。

(ト) (ト) 注意すべき行儀作法／気品とデイグニチイ(威厳)は間然すべきなし／To pay attention to others (ほかの人々に注意を払うこと)／人の顔を見て話を聞くこと、人の顔を見物を言ふこと／Good manner(良き礼儀)の模範たれ。殿下の御勉強と修養とは、日本の明日の国運を左右するものと御承知ありたし。

(ヘ) (天皇は)何等の発言をなさざるとも、君主の人格、その識見は、自ら國の政治に良くも悪くも影響するのである。太子として、将来の君主としての責任を御反省になることは殿下の些^{すこ}かも怠るべからざる義務であることを、よくお考へにならねばなりません。

理解を深め、常に國民と共にある自覺を自らの内に育てる必要を感じて来ました。

⑤こうした意味において、日本の各地、とりわけ遠隔の地や島々への旅も、私は天皇の象徴的行為として、大切なものと感じて来ました。皇子の時代も含め、「これまで私が皇后と共にになつて来たほど全国に及ぶ旅は、国内のどこにおいても、その地域を愛し、その共同体を地道に支える市井の人々のあることを私に認識させ、私がこの認識をもつて、天皇として大切な、國民を想い、國民のために祈るという務めを、人々への深い信頼と敬愛をもつてなし得た」とは、幸せなことです。

⑥天皇の高齢化に伴つて対処の仕方が、國事行為や、その象徴としての行為を限りなく縮小していくことには、無理があろうと思われます。また、天皇が未成年であつたり、重病などによりその機能を果たし得なくなつた場合には、天皇の行為を代行する授政を置くことも考えられます。しかし、この場合も天皇が十分にその立場に求められる務めを果たせぬまま、生涯の終わりに至るまで天皇であり続けることに変わりはありません。

⑧始めにも述べましたように、憲法の下、天皇は国政に関する権能を有しません。そうした中で、このたび我が國の長い天皇の歴史を改めて振り返りつつ、これからも皇室がどのような時にも國民と共にあり、相手に途切れることなく、安定的に続いていくことをひとえに信じ、ここに私の気持ちをお話しいたしました。

國民の理解を得られることを、切に願つていています。

(宮内庁ホームページより、英訳文も掲載)

